

(意匠判決一覧)

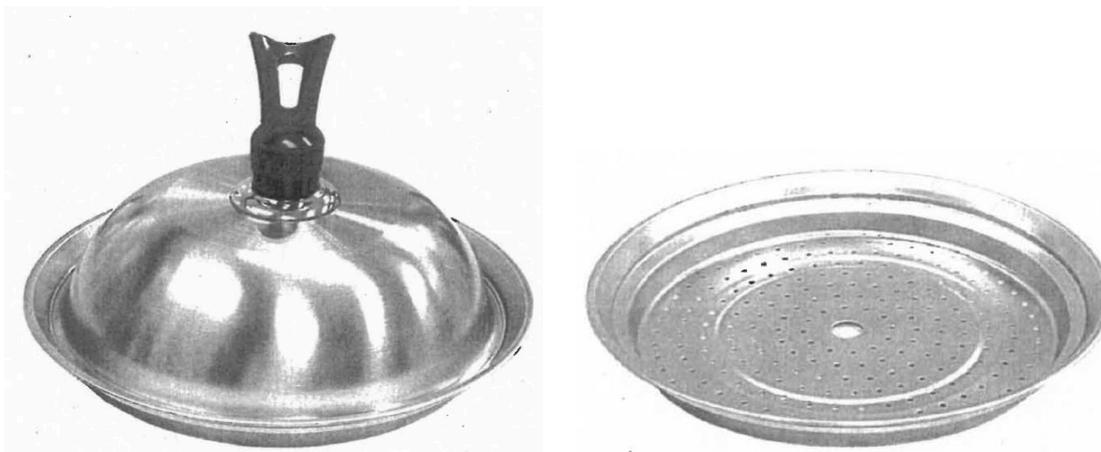
令和6年(2024年1月～2024年12月) 2025年3月 (下線筆者記入)

1. 知財高判令和6年1月29日〔スチーム調理用蓋付きトレイ2審〕令和5(ネ)10088 意匠権侵害差止等請求控訴事件、控訴棄却、意匠法23条(原審・東京地方裁判所令和4(ワ)17015)

【本件意匠(意匠登録第1616424号)】



【被告製品】



【概要】

本件は、意匠に係る物品を「スチーム調理用蓋付きトレイ」とする意匠登録第1616424号の意匠権を有する原告が、被告製品「スチーム調理用蓋付きトレイ」の販売等が本件意匠権を侵害するとし、被告製品の販売等の差止め、廃棄、損害賠償金等の支払を求める事案である。原審は、本件意匠と被告意匠は、全体として美感を共通にするものであるとはいえず、類似するものとは認められないとして、請求を棄却したところ、原告がこれを不服として控訴したが、棄却された事例である。

本判決は、本件意匠と被告意匠の類否判断について、原審をほとんどそのまま引用している。原審は、意匠の類否判断基準として、「意匠権者は、業として

登録意匠及びこれに類似する意匠の実施をする権利を専有している（意匠法23条本文）。登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものであり（同法24条2項）、この類否の判断は、登録意匠に係る物品の性質、用途、使用態様を考慮し、更には公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、当該意匠に係る物品の需要者の視覚を通じて最も注意を引くべき部分である意匠の要部を把握し、この部分を中心に、両意匠の構成を全体的に観察・対比して認定された共通点と差異点を総合して、両意匠が全体として美感を共通にするか否かによって判断するのが相当である」との規範を述べ、これにしたがって、「物品の類似」を意匠の類否判断の「前提要件」として判断することなく、「両意匠が全体として美感を共通にするか否か」を判断したものである。本件の意匠の類否判断は、いわば「美感一元テスト」といえよう。この類否判断手法は、知財高判令和4・3・24〔ヘアーキャッチャー2審〕令和3（ネ）10075と実質的に同一である（梅澤修〔判批〕特許ニュースNo.15921、2023.6.21、同「意匠の類否判断の課題」（2020年工業所有権学会報43号）165頁以下参照。）。大阪高判令和元・9・5〔検査用照明器具2審〕平成30（ネ）2523は、「(5) 無効理由6（乙12意匠に基づく新規性欠如）について」で、意匠に係る物品の類否を前提要件として判断していない（項目がない）。「ア 本件意匠と乙12意匠の対比前記(1)ア(イ)、オ(イ)によれば、本件意匠と乙12意匠とは、① 前端面に発光部のある検査用照明器具に設けられた後方部材(放熱部)であるという点（A, a）」とし、両意匠の構成の一部として（一考慮要素として）判断している。前記(1)ア(ア)における、意匠に係る物品の認定は、公知資料を特定するための認定と考えられる。

本判決での原判決の補正としては、原審が「材質そのものは意匠とならない」と述べる所を「材料」とした点及び「材質そのものが意匠となるものではないと解されるほか、別紙本件公知意匠公報の【図面】により示される本件公知意匠について、金属光沢を有するとは直ちには認められないものの、その【図面】からは、その材質が陶器、磁器又は金属に釉薬をかぶせたもの（ホーロー）であるかが直ちには明らかとはいえない。」と述べる所を「材料そのものは、意匠となるものではないと解される。」と改めた点が主たるものである。

本判決は、原告の補充主張に対して、原審の類否判断の妥当性について補足して述べている。すなわち、本判決は、前記①の点（本件意匠の台座部等が光沢のある金属の質感を有する点）について、「一部に銀白色の金属光沢を有する食品蒸し器は、本件意匠に係る意匠登録出願の日前に知られていたものであ

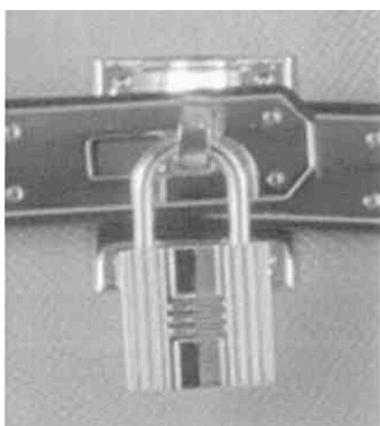
るから、前記①の点が本件意匠の要部であると認めることはできない」と述べるが、一方、「被告意匠のうちハンドル状の取手部及びこれを採用した蓋部の形状は本件意匠に係る意匠登録出願の日において周知であったと主張するが、仮にそのような事実があったとしても、そのことは、被告意匠が本件意匠に類似するものとは認められないとの前記判断を左右するものではない」と述べる。一見すると、公知意匠を参酌して、「知られていたもの」は要部にならないと述べながら、一方では、「周知であった」としても類否判断を左右する部分となると述べており、矛盾する判断のように見える。しかし、上記意匠の類否判断基準によれば、意匠の要部は、「登録意匠に係る物品の性質、用途、使用態様を考慮し、更には公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して」把握するものである。したがって、このような一見すると矛盾するような判断は、単に公知意匠の参酌だけではなく、「物品の性質等」と「新規な創作部分」を総合的に判断して意匠の要部が把握された結果であると思われる。

2. 知財高判令和6年3月19日〔かばん〕令和5（行ケ）10113 審決取消請求事件、請求棄却、意匠法5条2号、（無効2023-880003成立）

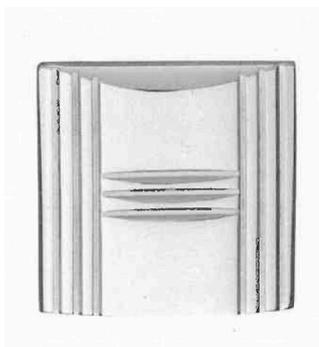
【本件登録意匠1606558号】



【本件南京錠】



【H商標2】



【概要】

本件は、原告の本件登録意匠「かばん」（意匠登録第1606558号）について、被告の周知・著名な商標であるH商標2と同一又は類似する標章を本体正面に付された本件南京錠に表するものであって、意匠法5条2号に該当するとして、本件意匠の登録を無効とした審決の取消訴訟であるが、請求が棄却された事例である。

審決は、要旨として、「ア 本件南京錠については、H商標2との相違点（①中央の横溝の本数、②H商標2の中央ほか4か所の面取り模様、③左・中央・右各部分の幅の比率）はいずれも大きな相違ではなく、H商標2の態様の特徴を備えているといえる。イ H商標2は、被告の出所を表示する標章とし

て著名であり、この点は原告も認めている。ウ 被告は、「カデナ」と呼ばれる留め具をハンドバッグ等に付して販売しており、H商標2はこのカデナに表示されている標章である。エ 本件意匠に係る物品は「かばん」であり、被告の業務に係る物品分野との関連性が非常に高い。オ したがって、本件南京錠を有する本件登録意匠は、被告の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがある。」と述べる。

本判決は、原告の「本件南京錠は本件登録意匠の要旨ではなく、意匠の要部を構成しない旨」の主張に対し、「意匠同士の類否（同法3条1項3号）等の判断に当たって考慮される意匠の「要部」であるか否かとは別問題であるから、原告の主張は失当である」と判断し、意匠法5条2号に該当する意匠の判断は、意匠の形状等（部分を含む）が他人の周知・著名な商標に類似するか否かであり、当該形状等が意匠の要部を構成するか否かは問題にならないことを確認したものである。

また、原告の「本件登録意匠から本件南京錠を削除しても、本件登録意匠の要旨を変更するもの、すなわち願書に添付した図面等から直接導き出される具体的な意匠の内容を変更するものとはならない」との主張について、裁判所は、「本件において、添付図面等の南京錠又は南京錠の正面の態様を削除する補正をすることは、添付図面等の要旨を変更するものに当たると解される」と述べる。これは、本件南京錠は、本件意匠の要部であるか否かはともかく、本件意匠の構成（意匠の要旨）であることを認定したものである。

「要旨」について、原告は「本件登録意匠の要旨」とし、裁判所は「添付図面等の要旨」と述べるが、意匠法第17条の2第1項は、「願書の記載又は願書に添付した図面、写真、ひな形若しくは見本についてした補正がこれらの要旨を変更するものであるときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない」と規定する。したがって、要旨変更は「願書及び添付図面等の記載」の要旨変更を意味する。しかし、その要旨変更の判断基準について、『意匠審査基準』（VI部2章4．意匠の要旨変更）では、要旨変更の判断基準について、「意匠の同一の範囲を超えて変更する補正」を要旨変更と判断するとし、「なお、同一の範囲とは、意匠の要旨についての同一の範囲を指すものであって、類似の概念を含まない」と述べる。したがって、「願書及び添付図面等の記載」の要旨変更について、その判断基準は「意匠の要旨」の同一性の範囲を超えるか否かである。

以上のように、要旨変更の判断は、意匠の要部に係る変更の判断ではなく、意匠の要旨に係る変更の判断であり、また、その変更の程度は、意匠の類似の範囲ではなく、意匠の同一の範囲を変更するか否かの判断であることがポイントである。本件南京錠は、「意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない程度の微細

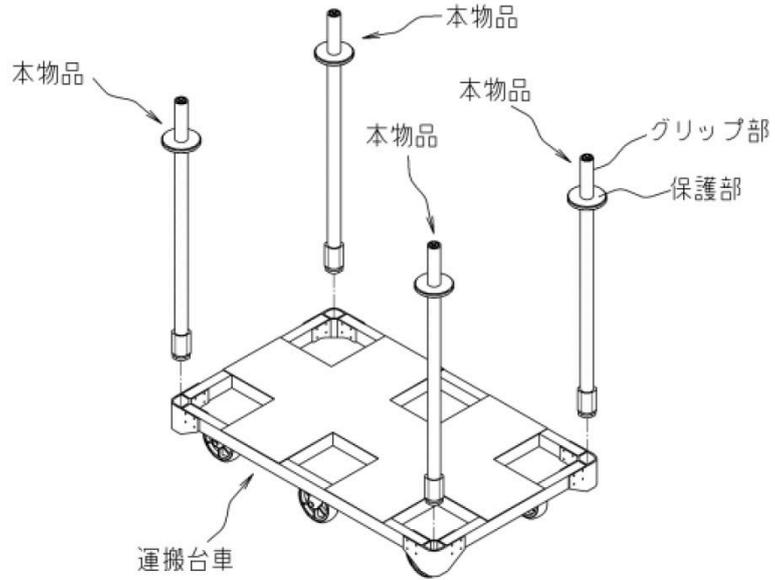
な部分」(上掲『基準』3頁)ではなく本件意匠の要旨を構成するものであることは明らかであり、その削除は本件意匠の願書及び添付図面等の記載の要旨変更に該当することになる。

3. 東京地判令和6年3月29日〔運搬台車用の手押部材〕令和3年（ワ）第30281号他2、特許権等侵害差止等請求事件、請求認容、意匠法38条1号

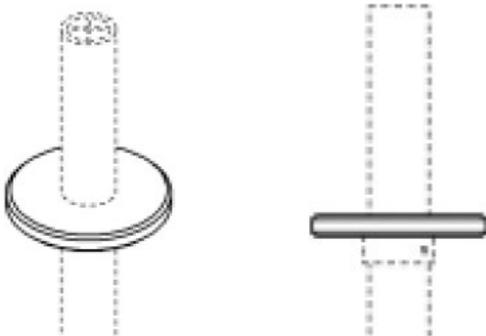
【本件意匠1】



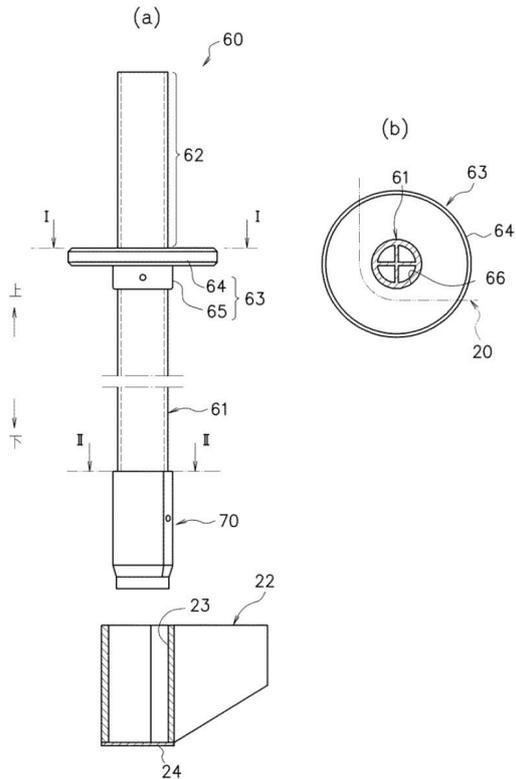
【使用状態を示す参考図】



【本件意匠2】



「(別紙) 分割出願明細書図面目録」



【被告意匠】



【概要】

(1) 本件全体の概要

本件は、各特許（本件特許 1、本件特許 2）に係る特許権の特許権者であり、各意匠（本件意匠 1、本件意匠 2）に係る意匠権の意匠権者である原告が、被告製品は本件特許 1 の請求項 1 ないし 4 に係る発明の技術的範囲に属するから、その製造等は本件特許権 1 を侵害するとともに、被告製品の製造等は本件特許権 2 及び本件各意匠権を侵害するとみなされる（特許法 101 条 1 号、意匠法 38 条 1 号イ）と主張して、被告らに対して、被告製品の販売、貸渡し等の差止め及び廃棄を求め、民法 709 条に基づき、損害金等の支払を求める事案である。

被告製品は本件発明 1 の技術的範囲に属するとされ、また、被告製品の生産等の行為については、本件特許権 2 及び本件各意匠権の間接侵害が成立すると判断され、請求が認められた。以下、意匠権に係る事項について紹介する。

(2) 本件意匠

本件意匠 1 及び 2 は、本件原出願につき特許法 44 条 1 項の規定による分割出願をし、更に意匠法 13 条 1 項の規定による変更出願をして、意匠登録を受けたものである。

本件意匠 1 は、意匠に係る物品「運搬台車用の手押部材」における、円筒状のグリップ部と円形状の保護部の部分に係る部分意匠である。本件意匠 2 は、意匠に係る物品「運搬台車用の手押部材」における、円形状の保護部の部分に係る部分意匠である。両意匠の意匠に係る物品の説明には、「手押部材は、使用者が手で掴むグリップ部と、グリップ部の外周面よりも外側に突出させる保護部と、を有する」との記載がある。

(3) 本件意匠 1 と対比される被告意匠 1'

被告製品は、運搬台車用保護部材（グリップ）で、形状は写真のとおりである。裁判所は、「本件各意匠と被告製品の意匠の類否」において、本件意匠 1 と対比して意匠の類否判断をする被告意匠の形状として、「運搬台車の単管の上端部に取り付けた場合の本件意匠 1 に相当する部分」の構成態様を認定しており、この本件意匠 1 に相当する部分の意匠を「被告意匠 1'」として対比する。

被告は、「被告製品は、単管に取付可能なグリップであるが、手押部材を備えないため、本件各意匠とは物品が類似せず、手押部材を構成態様に含む本件各意匠とは比較ができない」と主張し、「被告製品はグリップであって手押部材を含むものではなく、本件各意匠と被告製品の物品は同一ではなく、類似もしない」と主張している。

しかし、本件は、原告が、「被告製品の製造等は本件各意匠権を侵害するとみなされる（意匠法 38 条 1 号イ）」と間接侵害を主張しているものである。したがって、裁判所は、被告製品（グリップ）を用いて製造される物品について、被告製品を運搬台車の単管の上端部に取り付けた「手押部材」と認定したと思われる。そして、被告製品を用いた手押部材において、本件意匠 1 に相当する部分の意匠を「被告意匠 1'」とし対比意匠としたのである。「被告意匠 1'」は、被告製品（グリップ）の意匠ではなく、「被告製品を用いた手押部材」の部分意匠である。

したがって、裁判所は、「被告製品は、ハンドグリップであり、運搬台車の単管の上端部に取り付けられ、その場合には、運搬台車の単管とともに運搬台車の手押部材（被告意匠に係る物品）となる」とし、「本件各意匠に係る物品

と、被告意匠に係る物品は、運搬台車に取り付けられて使用され、グリップ部を握った手を周囲の物体から保護する機能を有する物品であり、その用途と機能を同一にする…したがって、本件各意匠に係る物品と被告意匠に係る物品は、同一である」と述べる。

以下、判旨では、本件意匠1と被告意匠1’との類否判断を記載する。

(4) 部分意匠の類否判断基準

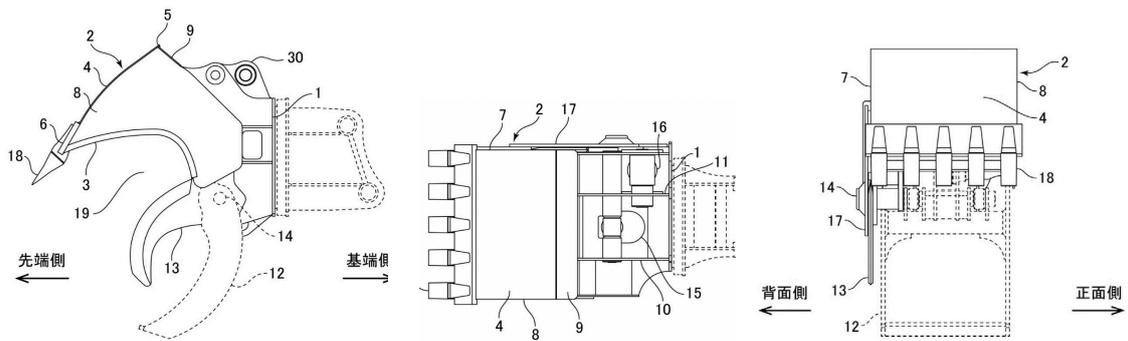
本判決も、意匠の類否判断基準として、「美感一元テスト」を述べ、また、部分意匠の類否判断も同様であることを述べる。すなわち、「登録意匠と対比すべき相手方の製品に係る意匠とが類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとされており（意匠法24条2項）、意匠を全体として観察することを要するが、この場合、意匠に係る物品の性質、用途及び使用態様、公知意匠にはない新規な創作部分の存否等を参酌して、取引者ないし需要者の最も注意をひきやすい部分を意匠の要部として把握し、登録意匠と相手方意匠とが、意匠の要部において構成態様を共通にしているか否かを重視して、観察を行うべきである。このことは、部分意匠においても異なるものではないというべきである。」と述べる。

このような「美感一元テスト」を述べるが、しかし、「(2) 意匠に係る物品の同一性」と「(3) 意匠に係る形状の類似性について」を分けて判断している点は、一貫性がないように思われる。ただし、「(3) 意匠に係る形状の類似性について」の結論として、「以上によれば、本件意匠1と被告意匠1’は類似するといえる。」と述べるので、実質的な類否判断は「美感一元テスト」となっているといえよう。

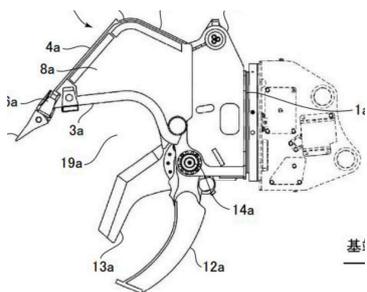
(本件の詳細な検討は、梅澤修『造形デザイン』の知財判決紹介(32)（特許ニュース No. 16315 令和7.2.4）を参照されたい。）

4. 東京地判令和6年10月18日〔カッター付グラップルバケット〕 令和4年
 (ワ) 第70058号 特許権侵害差止等請求事件、請求棄却、意匠法23条、同24条
 2項

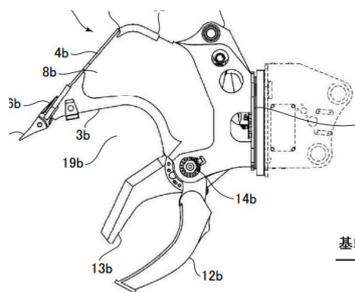
【本件意匠】



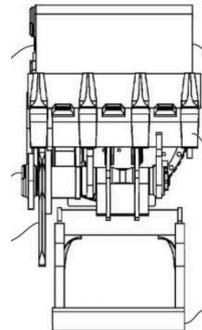
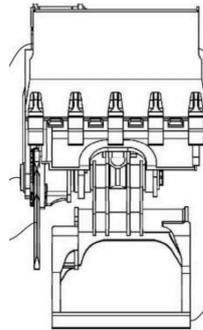
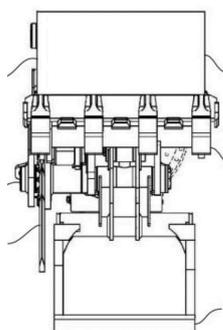
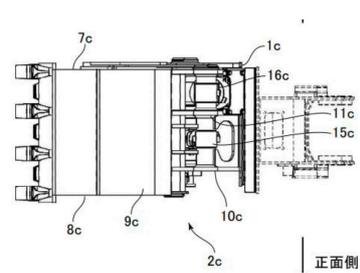
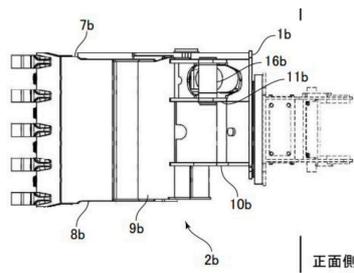
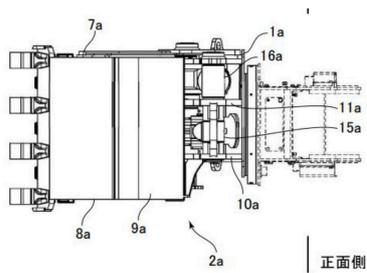
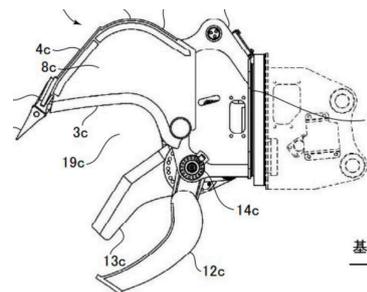
【被告製品 1】



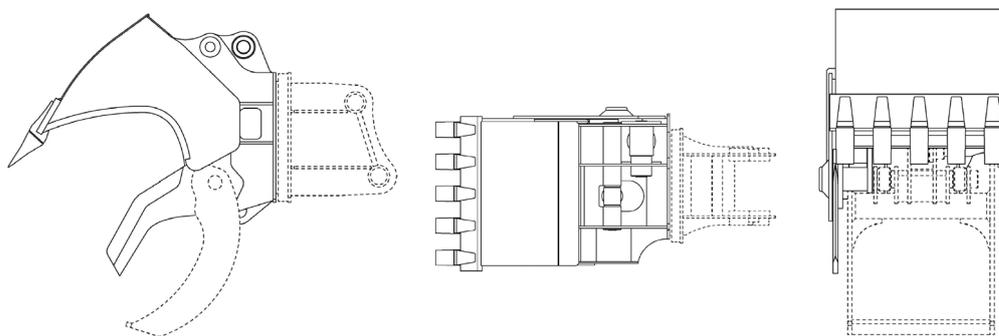
【被告製品 2】



【被告製品 3】



【本件意匠の関連意匠（意匠登録第1708574）】



【概要】

（１）本件全体の概要

本件は、発明の名称を「グラップルバケット装置」とする特許第5911250号の特許権及び意匠に係る物品を「カッター付グラップルバケット」とする意匠登録第1565620号の意匠権をそれぞれ保有する原告が、被告製品の製造等は本件特許権及び本件意匠権を侵害すると主張して、被告製品の製造等の差止め等を求める事案である。各侵害は認められず、請求は棄却された。以下、意匠権侵害に係る部分について紹介する。

（２）意匠の類否判断基準

裁判所は、「争点2-1（本件意匠と被告意匠との類否）について」判断するにあたって、まず、「(1) 判断基準」を述べている。すなわち「登録意匠とそれ以外の意匠が類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行うものとされており（意匠法24条2項）、この類否の判断は、両意匠の構成を全体的に観察した上、意匠に係る物品の性質、用途、使用態様を考慮し、更には公知意匠にない新規な創作部分の存否等を参酌して、当該意匠に係る物品の看者となる取引者及び需要者の視覚を通じて最も注意を惹きやすい部分（要部）を把握し、この部分を中心に対比して認定された共通点と差異点を総合して、両意匠が全体として美感を共通にするか否かによって判断するのが相当である」と、意匠の類否判断の基準を述べる。この基準は、上記、知財高判令和6年1月29日〔スチーム調理用蓋付きトレイ2審〕令和5

（ネ）10088が、原審・東京地方裁判所令和4（ワ）17015を引用して説示し、また、知財高判令和4・3・24〔ヘアーキャッチャー2審〕令和3（ネ）10075が述べる類否判断基準と同一である。この基準は、「物品の類似」を意匠の類否判断の「前提要件」とせず、「両意匠が全体として美感を共通にするか否か」を判断基準とするもので、「美感一元テスト」の意匠類否判断基準である。

しかし、本判決では、この類否判断基準を述べたすぐ後に、「(2) 本件意匠に係る物品との同一性」を判断しているが、この意匠に係る物品に関する判断は、上記類否判断基準では「意匠に係る物品の性質、用途、使用態様を考慮し」の一部を構成するものであろうか。「本件意匠に係る物品との同一性」の判断は、上記類否判断基準によれば特に必要な判断ではなく、前提として判断すべきものともされていない。物品の同一性が、類否判断基準の中でどのような位置付けとなるのかがやや不明である。

だが、結論としては、「本件意匠と被告意匠との差異点から生じる印象は、共通点から受ける印象を凌駕するものであり、取引者及び需要者に対して全体として異なった美感を生じさせるものと評価できる。したがって、被告意匠について、本件意匠に類似するものと認めることはできない。」と述べる。結論は、物品の類似性は前提としていない、美感一元テストの結論といえよう（上記、東京地判令和6年3月29日〔運搬台車用の手押部材〕令和3年（ワ）第30281号他2も同様の判断内容であった。）。

（3）本件意匠の構成態様

本件意匠の構成態様については、「本件意匠は、…実線で表された部分が部分意匠として意匠登録を受けようとする部分である」と捉え、その（部分の形状等の）基本的構成態様及び具体的構成態様を認定している。

（4）被告製品の意匠

被告製品は、被告製品1ないし3である（被告製品の図面参照）。本件では、「被告製品1ないし3に係る意匠を総称して「被告意匠」という）」とし、原告、被告及び裁判所はいずれも、被告意匠の構成態様について、被告各意匠に共通する形状等の認定をして、この共通する「被告意匠」と本件意匠とを対比して判断している。当事者の主張に相違（争い）がなかったためであろうか。

しかし、本件意匠の要部と考えられる「バケットの基端側から先端側にかけての上部天井壁」の形状は被告各意匠において相違が認められるし、「爪の個数」も被告意匠2は5個であり本件意匠と同一である。類否判断の結論に影響はないと考えられるが、被告各意匠の相違点について述べる必要があったように思われる。

（5）公知意匠の参酌

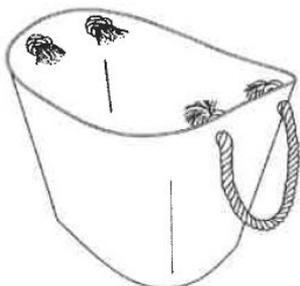
原告は、「差異点Iは、全体的に僅かな部分である上、上縁部がコブ状に湾曲している箇所が1か所となっている意匠及び2か所となっている意匠のいずれもが甲13文献に記載されている公知なものであるから、特徴的なものであるとはいえない」との主張、また、「差異点Jは、全体的に僅かな部分である上、先端側天井壁が僅かに湾曲しているものの直線状であるとの形状は、本件

意匠の出願時におけるバケット又はグラップルバケットの公知意匠（意匠登録第1142360号公報及び意匠登録第1436754号公報）においても備わっているものであって、特徴的なものとはいえない」との主張をしている。裁判所は、これらの差異点については、「看者の美感に与える影響について」の評価をしていないが、これらの差異点は「類否判断に与える影響は大きい」ものとは判断されていない。原告の主張が一定程度考慮されたものと思われる。

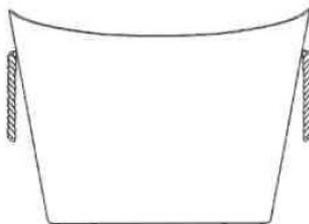
なお、原告は、切断刃の形状の差異点Hについて「微差であるから、類否判断に与える影響は小さい」とし、「切断刃の形状が異なる意匠が本件意匠の関連意匠として登録されているところ（意匠登録第1708574号）、このことから差異点Hが類否判断に与える影響が小さいことが裏付けられる」との主張をしている。しかし、この関連意匠は、被告製品が令和3年6月に展示会に出展された後の出願（2021.10.8）であり、裁判所はこの点については全く参酌せず、これを踏まえた評価はしていない。原告の主張とは反対に、裁判所は、差異点Hについて、「カッター付きグラップルバケットの中心的機能を担う切断刃の形状に係る差異点であることからすると、看者の注意を特に惹きやすい部分であるといえ、類否判断に与える影響は大きい」と述べる。

5. 東京地判令和6年10月30日〔収納容器〕令和3年（ワ）第20229号 意匠権侵害差止等請求事件、請求認容、意匠法37条1項、2項、意匠法39条2項、3項。

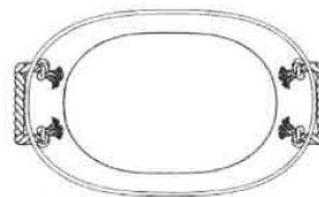
【本件登録意匠1472070号】



【イ号意匠】



【ロ号意匠】



【ハ号意匠】



【乙2意匠】



【概要】

(1) 事案概要

本件は、被告商品の販売等は原告意匠権（意匠登録第1472070号「収納容器」）を侵害すると主張して、被告商品の販売等の差止め及び廃棄を求めるとともに、損害金等の支払を求める事案であり、請求が認容された。

(2) 意匠の類否判断基準

本判決でも、上記東京地判令和6年10月18日〔カッター付グラップルバケツト〕令和4年（ワ）第70058号（東京地判令和6年3月29日〔運搬台車用の手押部材〕令和3年（ワ）第30281号他2も同様）と全く同一の判断基準が述べられている。これは、知財高判令和6年1月29日〔スチーム調理用蓋付きトレイ2審〕令和5（ネ）10088で、原審・東京地方裁判所令和4（ワ）17015を引用して説示し、また、知財高判令和4・3・24〔ヘアーキャッチャー2審〕令和3（ネ）10075の述べる類否判断基準と同一である。この基準は、「物品の類似」を意匠の類否判断の「前提要件」とせず、「両意匠が全体として美感を共通にするか否か」を判断基準とするもので、いわば「美感一元テスト」の意匠類否判断基準である。この意匠の類否判断基準は定説として確立されてきたといえよう。

しかし、〔カッター付グラップルバケツト〕事件及び〔運搬台車用の手押部材〕事件と同様に、本判決では、この類否判断基準を述べたすぐ後に、「(2)原告意匠と被告意匠に係る物品の同一性について」判断しているが、この意匠に係る物品に関する判断は、上記類否判断基準では「意匠に係る物品の性質、用途、使用態様を考慮し」の一部を構成するものであろうか。「本件意匠に係る物品との同一性」の判断は、上記類否判断基準によれば特に必要な判断ではなく、前提として判断すべきものともされていない。物品の同一性が、類否判断基準の中でどのような位置付けとなるのかがやや不明である。

なお、類否判断の結論では、物品の同一性の前提は述べずに、「原告意匠と被告意匠は、全体として需要者に一致した印象を与えるものであって美感を共通にするといえるから、被告意匠は原告意匠に類似すると認められる」と、美感一元テストの結論を述べている。無効の抗弁である「(1)争点2-1（乙2意匠に基づく新規性欠如）について」の判断においても、最初に「原告意匠と乙2意匠の意匠に係る物品は類似するものと認められる」ことを述べるが、しかし、類否判断の結論では、「原告意匠と乙2意匠は、全体として需要者に一致した印象を与えるものとはいえず、両意匠が類似するとはいえない」と述べる。〔カッター付グラップルバケツト〕事件及び〔運搬台車用の手押部材〕事件も同様であり、いずれも、結論的には実質的に「美感一元テスト」で類否判断をしているといえよう。

（3）創作非容易性について

争点2-2（乙2意匠等に基づく創作非容易性欠如）について、本件は判断基準として、「意匠法3条2項は、物品との関係を離れた抽象的モチーフとして意匠登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を基準として、当業者が容易に創作をすることができる意匠でないことを登録要件としたものであるから、上記モチーフを基準とし

て、その創作に当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性があるものと認められない場合には、当業者が容易に創作をすることができた意匠に当たるものとして、同項に係る無効理由が存するものと解するのが相当である（最高裁昭和45年（行ツ）第45号同49年3月19日第三小法廷判決・民集28巻2号308頁、最高裁昭和48年（行ツ）第82号同50年2月28日第二小法廷判決・裁判集民事114号287頁参照）」と述べる。

被告は、「原告意匠のうち「合成樹脂製の収納容器本体と縄紐からなる把手とを組合せ、収納容器本体の内部に、その本体外部に配置された把手（縄紐）の4つの端部を収納容器本体側壁に貫通させて内部に突出させた」構成は、乙2意匠等によって公然知られたもの」（第一の公知性）であり、また、「原告意匠のうち「4つの端部にそれぞれひときわ目立つ大きな結び目を設け、その結び目の存在が収納容器本体の上端の開口からはっきり見えるようにした」構成も、乙4意匠ないし乙9意匠によって公然知られたもの」（第二の公知性）で、したがって、「原告意匠の要部となる構成は、当業者であれば、乙2意匠及び乙4意匠ないし乙9意匠に基づいて、容易に創作することができた意匠である」と主張している。しかし、裁判所は、「収納容器は、その性質上、その形状について多様な選択肢があるとはいえないものの、収納容器の具体的な寸法や把手の形状及びこれらの素材については、その機能面から制約されるところは少なく、当業者は新しい着想に基づく独創性を発揮する余地がある上、意匠の創作は、個々の構成態様だけではなく、それらの結合に基づく全体としての美感を基準として判断すべきものである」として、「原告意匠の基本的構成態様①並びに具体的構成態様③、④及び⑥という構成を全て兼ね備えている点は、…公知意匠にはみられない独自のものであり、原告意匠に独特の美感をもたらす…したがって、原告意匠を創作することに、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさないし独創性があるものと認められないということはできない」と判断している。

問題となるのは、「原告意匠の基本的構成態様①並びに具体的構成態様③、④及び⑥という構成を全て兼ね備えている点は、…公知意匠にはみられない独自のものであり、原告意匠に独特の美感をもたらす」という点を創作非容易性を肯定する理由としていることである。被告は、第一に原告意匠の基本的構成は乙2意匠等によって公然知られたものであり、また、第二に原告意匠の縄紐の具体的構成は乙4意匠ないし乙9意匠によって公然知られたものである旨主張するのに対し、裁判所は、それぞれ原告意匠全体と対比して、「原告意匠の基本的構成態様①並びに具体的構成態様③、④及び⑥という構成を全て兼ね備えている」か否かを評価している。

しかし、『意匠審査基準』では、意匠の創作非容易性は、「意匠が、出願前

に公知となった構成要素や具体的態様を基礎とし、例えばこれらの単なる寄せ集めや置き換えといった、当該分野におけるありふれた手法などにより創作されたにすぎないもの」か否かを判断するとされている（『意匠審査基準』Ⅲ部2章2節1頁）。したがって、創作非容易性の基礎となる構成態様は、意匠全体の内から一部の部分的構成を抽出することができ、その部分的構成に基づき創作非容易性を判断することができる¹と理解される。本件の場合も、乙4意匠ないし乙9意匠について、原告意匠と全体的な対比をするのではなく、縄紐の「4つの端部にそれぞれひときわ目立つ大きな結び目を設け、その結び目の存在が収納容器本体の上端の開口からはっきり見えるようにした」構成について対比し、原告意匠の縄紐の構成が公知意匠には見られない独自のものであるか否かを判断する必要があると思われる。この点、知財高判令和5年5月31日〔収納容器〕令和5年（行ケ）第10001号では、本件と同じ登録意匠と無効理由について、本件意匠の「把手部が、右側面視略U字状に現わされており、かつ、太めの荒縄状で、軸方向に注連縄状に現わされているとの点は、公知の意匠にはみられない独自のもの」と、縄紐の構成に着目して評価している（梅澤修〔判決紹介〕特許ニュースNo.16042令和5年12月15日）。

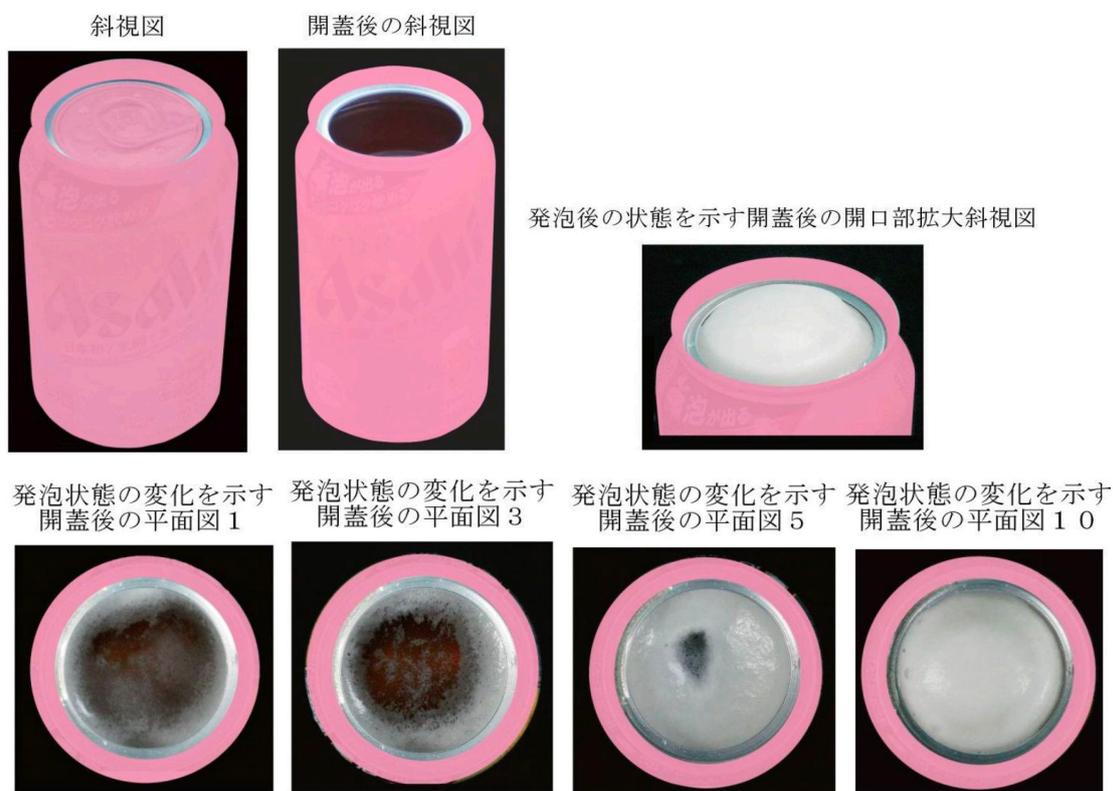
（4）推定の覆滅事由（原告意匠の一部のみを用いていること）

意匠法39条2項による損害額の算定において、「被告商品は原告意匠の一部のみを用いていることは推定の覆滅事由に該当する」と判断されている点が注目される。本件は、「侵害品の性能（機能、性能等意匠以外の特徴）は推定の覆滅事由であると認めることはできないが、被告商品は原告意匠の一部のみを用いていることは推定の覆滅事由に該当するものと認められる」と述べる。なお、「被告商品は原告意匠の一部のみを用いていることについては、原告意匠が売上げに寄与していないことを理由に推定が覆滅されるものであるから、この部分について、実施許諾をすることができたものとは認められない」としている。

原告意匠と被告意匠とは、意匠全体として類似するか否かが判断されるものである。したがって、意匠の類似は通常、類似するか類似しないかの二者択一である。しかし、本件では、「原告商品と被告商品との間には、差異点1及び2が存在しており、特に差異点2（正面視、背面視及び側面視における収納容器本体の上辺の形状が異なっている点）は、原告意匠の要部の一部に関する差異といえることを踏まえると、原告意匠が被告商品の売上げに寄与した程度は限定的なものであった」と述べる。これは、意匠の類似に「類似の程度」の概念を持ち込んだものといえる。部分意匠について製品全体に対する寄与度が問題になることとの関連性を考えさせる判断である。

6. 知財高判令和6年12月19日〔容器入り飲料〕 令和6年（行ケ）第10034、審決取消請求事件（請求棄却）意匠法2条1項

【本願意匠「容器入り飲料」】（知財高等裁判所HP・裁判例要旨より）



【概要】

(1) 拒絶理由及び審決

本件は、原告が、拒絶査定を受けたことから、拒絶査定不服審判を請求したが、「本件審判の請求は、成り立たない。」とする審決がされ、その審決の取消しを求めて、訴えを提起した事案である。

本件審決の要旨は、「意匠法が保護の対象とする意匠のうち、物品の形状等に係る意匠は、市場で流通する有体物である動産の定形性を有する形状等であって、人が視覚を通じてその形状等を認識することができ、その結果、人に美感を起こさせる、という全ての要件を満たすものでなければならないところ、本願意匠に係る物品「容器入り飲料」の、開蓋時に容器内方に現れる濃褐色の液体及びその上方を順次覆うように出現する乳白色の気泡の形状等を主要な構成要素とする開蓋時における本願部分の形状等は、意匠法上の意匠を構成するものとはいえないから、本願において意匠登録を受けようとするもの（本願意匠）は、意匠法2条1項に規定する意匠を構成するものとは認められない」というものである。

すなわち、「乳白色の気泡の形状等を主要な構成要素とする開蓋時における本願部分の形状等」は、「視覚を通じてその形状等を認識すること」ができないと判断したものである。「気泡」は視認できない微細な形状等であるからということを根拠として、本願形状等は視認できないと判断したと推認される。

(2) 原告の主張

ア 「定形性」に関し

原告は、「動的意匠の制度は、法文自体、変化を当然に予定しているものであるから、変化を予定しない通常の意匠と同じ「定形性」の要件を課すことは誤りであり…動的意匠は、「物品の機能に基づいて、一定の規則性をもって変化する」形態であれば、「定形性」を有することになると解される」と主張する。

イ 本願意匠の要旨

本願意匠は、発泡状態の変化を示す開蓋後の平面図1ないし10に現されたように、「乳白色の泡沫の総体が液面及び空間との境界により呈する形状等の変化として知覚され…本願意匠は、開蓋後の濃褐色の液体及び液体の上方を順次覆うように出現する乳白色の「泡沫」の総体が、濃褐色の液体の上方を覆うように盛り上がって変化する形状等である」と主張する。そして、「ビールの「気泡」及び「泡沫」の生成、消滅等の個々の泡の状態は、「添付写真」、「意匠に係る物品の説明」及び「意匠の説明」に基づいて認識できない以上、本願意匠の要旨ではないことが明らかで…変化の前後にわたる複数の状態における形状等をまとめて一つの意匠の創作として捉えるべきであるところ、願書の添付写真を見た者には、泡の総体としての泡（乳白色部分全体）としての形状等の変化自体が意匠として認識され、個々の泡の状態は、認識されない。本願意匠において美感を喚起するのは、泡の総体の形状であり、個々の、一つ一つの泡の状態ではない」と主張する。

(3) 被告の主張

被告は、動的意匠の変化については、「その変化の前後、いずれの状態における形状等についても、意匠法上の「意匠」に該当するものでなければならぬと解され、すなわち、変化の状態の一つ一つにも「定形性」が求められるものである」と主張する。

そして、本願が「一定の規則性をもって変化する」ものであり「定形性」を有すものであるかについて、「本願の添付写真の「発泡状態の変化を示す」各写真に現れた気泡の総体の形状及びその変化からは、定まった形状ないし規則性を見いだすことはできず、開栓の都度、添付写真と同じ形状等が再現されるものとも想定し難いものである」とし、さらに、実施商品の「公開情報を見れ

ば、それらに示された気泡の総体の形状及びその変化においても、開栓毎に泡立ちの状態は全く異なり、そこから定まった形状ないし規則性を見いだすことはできない」と主張する。

(4) 裁判所の判断

ア 動的意匠の変化態様の定形性

裁判所は動的意匠の保護趣旨として「「意匠」である状態を保ちながらその要素である形状等を変化させる場合に、その変化の過程であるその前後の状況を含めて全体として一つの動的な形状等として把握し、これを一つの意匠として保護しようとするもの」と述べる。

そして、意匠法6条4項の解釈について、「意匠のうち物品の形状であるものについて、そこにいう物品の形状とは、その物品の属性として一定の期間、一定の形状があり、その形状認識の資料である境界を捉えることのできる定形性が必要であるところ、その形状が変化する場合においては、その変化の態様に一定の規則性があるか変化する形状が定常的なものであることが必要であると解される」との一般論を述べる。「意匠のうち物品の形状」についての限定的解釈であるが、「建築物及び画像の形状等」を含む意匠全体に該当する解釈であろう。なお、動的意匠は、形状等が変化するものであるから、一定の形状が「一定の期間」継続する必要はないと思われる。むしろ、「全体として一つの動的な形状等」（変化態様）が視認できることが動的意匠の定形性であり、変化する「一定の形状等」が視認されることで足りると解すべきである。そして、後段に述べられるように、変化の態様に「一定の規則性」や「定常性」があれば動的意匠と認められることになろう。この変化態様の定形性が要求されるのは、工業上利用性の登録要件（意2条柱書）を満たす必要があるからである。

イ 本願の変化態様の「定形性」

裁判所は、本願意匠の変化態様の定形性については、「発泡状態の変化を示す開蓋後の平面図1ないし3において、缶周縁に帯状となった気泡の幅は一定ではなく、その輪郭形状もいびつな円形であり、その過程において、気泡による帯の幅が増した箇所がある一方で、消滅ないし減少した箇所がある。また、中央部の白い部分が消えて、白い気泡の小さな集合が不規則に散在する状態になった後、円環形状の径が漸次的に狭まっていくものの、輪郭形状の径が狭まる進行の度合いも場所により一定ではなく、形状も円ではなくいびつな形状を示した後に、2段の円錐台形状に至る。このような気泡の発生及び消滅の状況は、上記意匠ないし動的意匠の要件である一定の期間、一定の形状を有し、境界を捉えることのできる定形性があるものとみられないほか、変化の態様に一定の規則性があるか、あるいは変化の形状が定常的であるとも認め難いもので

ある」と判断する。

裁判所は、気泡が形成する態様について認定しており、原告の「願書の添付写真を見た者には、泡の総体としての泡（乳白色部分全体）としての形状等の変化自体が意匠として認識され、個々の泡の状態は、認識されない」との主張を肯定したものと解される。したがって、審決の当初の判断である、「気泡」は視認できない微細な形状等であるからということ根拠として、本願形状等は視認できないとの判断は否定されたと思われる。

裁判所が指摘する定形性がない態様（気泡の発生及び消滅の状況）は、二類型に分けられる。第一類型は、各写真に現された形状に関する定形性がない態様であり、すなわち、「気泡の幅は一定ではないこと」「気泡の輪郭形状がいびつな円形であること」である。第二類型は、各写真間の変化における定形性がない変化態様であり、すなわち、「その過程において、気泡による帯の幅が増した箇所がある一方で、消滅ないし減少した箇所があること」「輪郭形状の径が狭まる進行の度合いも場所により一定ではないこと」「形状も円ではなくいびつな形状を示した後に、2段の円錐台形状に至ること」である。

しかし、第一類型の定形性がない態様は、写真に現された形状そのものであり、写真に現されたとおりに特定された形状である。「幅が一定でない」形状も「いびつな円形」も、写真に現された「一定の形状等」である。それらを「一定の形状を有しない」ということはできないと思われる。したがって、本願形状等の変化態様のうち、写真で現された各変化態様はそれ自体は定形性がある意匠である。また、第二類型の変化態様の定形性についても、「帯の幅の増減があること」、「径が狭まる度合いが相違すること」及び「いびつな形状が円錐台形状となること」は、いずれも写真で現された「一定の形状等」から別の「一定の形状等」への変化であって、この写真で現された変化形態はそれ自体は特定されており、定形性がない態様とはいえない。

ウ 本願の変化態様の「再現性」

本判決は、上記「変化の態様に一定の規則性があるか、あるいは変化の形状が定常的であるとも認め難い」との判断につづけて、「なお、本願意匠を実施した商品とされる「生ジョッキ缶」についての公開情報によっても、気泡の総体の形状及びその変化は、開栓ごとに異なり、…開栓の都度、本願の願書の添付写真と同じ形状等が再現されるものとは認められず、この点に照らしても、本願意匠に示された気泡の発生及び消滅の状況が定形性を欠き、変化の態様に一定の規則性はなく、変化の形状が定常的であるとも認め難いとの上記の認定は、相当ということが出来る。」と述べる。（被告主張でも、「本願の添付写真の「発泡状態の変化を示す」各写真に現れた気泡の総体の形状及びその変化からは、定まった形状ないし規則性を見いだすことはできず、開栓の都度、添

付写真と同じ形状等が再現されるものとも想定し難いものであるとし、さらに、実施商品の「公開情報を見れば、それらに示された気泡の総体の形状及びその変化においても、開栓毎に泡立ちの状態は全く異なり、そこから定まった形状ないし規則性を見いだすことはできない」と主張している。)確かに、実際の製品において本件の気泡の変化状態が厳密に「再現」される可能性は低いかもしれない。しかし、その実際の変化状態がどのようなものであったとしても、出願意匠の変化態様は写真に現されたとおりに特定されており「一定の形状等の変化」が特定されているのであり、「一定の形状等の変化」が認識できるからそれが「再現」されていないとの判断も可能である。

したがって、本判決において本願意匠に「定形性」がないというその実質は、本願意匠の変化態様の「再現性」がないことを意味すると思われる。本判決は、動的意匠と認められるためには、変化の態様に「一定の規則性」や「定常性」があることを要求する。しかし、これは変化態様の定形性ではなく、一定の形状等が、繰り返し再現できることを要求するものであり、変化態様の「再現性」を要求するものである。本件では意匠法3条1項柱書の工業上利用性の登録要件に含まれる、「意匠の具体性」と「意匠の再現性」の要件が分節されていないことから、論旨が不明確になったと思われる。

『意匠審査基準』は、「工業上利用性」(意匠法3条1項柱書)の登録要件について、三要件に分けている。すなわち、(1)意匠法上の「意匠」を構成するものであること、(2)意匠が具体的なものであること、(3)工業上利用することができるものであることである(Ⅲ部1章1頁)。そして、「定形性」の問題は、(2)意匠の具体性の要件であり、「再現性」の問題は、(3)工業上利用性の問題である。『意匠審査基準』(Ⅲ部1章30頁)は、(3)工業上利用性について、「意匠法で保護される意匠は、同一のものを複数製造したり、建築したり、作成したりすることができるものに限られる」と規定し、なお、「現実に工業上利用されていることを要せず、その可能性を有していれば足りる」と述べる。

原告は「本願意匠の要旨は開蓋後の濃褐色の液体及び液体の上方を順次覆うように出現する乳白色の「泡沫」の総体が、濃褐色の液体の上方を覆うように盛り上がり変化する形状等」にあるとし、変化の状態を概括的に捉えているが、裁判所は、「原告の主張する特許に係る技術により、缶内に充填された飲用可能液が缶の上端部が隠れるように発泡するものであったとしても、必ずしも本願の願書の記載及び添付写真に示されたとおりに物品の形状が変化することが示されているとはいえない」と述べる。本件判決は、変化態様の相当具体的で厳密な再現性を要求するものであり、また、再現の可能性についても、技術的に高い実現性が要求されていると思われる。『意匠審査基準』の「現実に

工業上利用されていることを要せず、その可能性を有していれば足りる」との規定から見ると、厳しい要求と思われる。このような判断の前提として、「液体」について（気泡を含めて）「そのもの固有の形状等を有していないものは、物品と認められない」（『意匠審査基準』Ⅲ部1章3頁）との認識があるのかもしれない。しかし、本願の認定では写真（発泡状態の変化を示す開蓋後の平面図）に現された気泡・泡の状態を構成として認定していることを考慮すれば、本願は変化状態の再現性が認められず工業上利用できる意匠ではないと判断されたものと解される。

後掲、大阪地判令和7年1月23日〔土留め用植生土嚢〕令和5年（ワ）第2668号は、自然物の「草」を意匠の構成に含む登録意匠の侵害事件であるが、そこでも、意匠の「定形性」が問題となっている。裁判所は、登録意匠の「草」について「権利範囲に含まれる「草」の形状も、一定の定型性、再現可能性を有する構成態様として特定」している。